⑼　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は、擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は、試験場の基準大地面に接続すること。

⑽　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10cmを超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は基準大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線とを平行に配置すること。

⑾　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験場の基準大地面と接続すること。

⑿　擬似手を用いて測定する場合において、擬似電源回路網を用いて測定するときは擬似電源回路網の接地端子を、擬似電源回路網を用いずに測定するときは試験場の基準大地面を、擬似手の抵抗側の端子に接続すること。

⒀　手持型装置の持ち手が金属体である場合、又はペイント若しくはラッカーで塗装された金属体である場合は、擬似手のキャパシタ側の端子を直接持ち手に接続して測定し、その持ち手が絶縁体の場合は、持ち手に巻き付けた幅60㎜の金属はくに当該端子を接続して測定すること。

３　交流電源端子における妨害波電圧の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数に合った電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

二　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定方法

１　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　大地面を持つ試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　測定する有線通信端子に接続するケーブルが遮蔽されていない平衡ケーブルである場合は、第三の六に定める条件を満たす不平衡擬似回路網を用いて妨害波電圧を測定すること。ただし、ケーブルの対数が四を超えるとき、又は不平衡擬似回路網を用いた場合において、供試装置が正しく動作しないときは、第三の四に定める条件を満たす容量性電圧プローブを用いて妨害波電圧を、第三の九に定める条件を満たす電流プローブを用いて妨害波電流を測定すること。

⑶　測定する有線通信端子に接続するケーブルが遮蔽された平衡ケーブル又は同軸ケーブルである場合は、第三の四に定める条件を満たす容量性電圧プローブを用いて妨害波電圧を測定し、第三の九に定める条件を満たす電流プローブを用いて妨害波電流を測定するか、又は第三の六に定める条件を満たす不平衡擬似回路網を用いて妨害波電圧のみを測定するかを選択して測定すること。

⑷　測定する有線通信端子に接続するケーブルが不平衡ケーブルである場合は、第三の四に定める条件を満たす容量性電圧プローブを用いて妨害波電圧を、第三の九に定める条件を満たす電流プローブを用いて妨害波電流を測定すること。

２　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定において、供試装置及び測定に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で妨害波の強度を最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑵　床置型装置は、基準大地面の上に15cm以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑶　床置型装置以外の供試装置は、高さ40cm又は80cmの絶縁支持台の上に置き、基準大地面から40cmの位置に配置すること。

⑷　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離が80cm（±）８cmとなるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を50Ωで終端すること。

⑸　不平衡擬似回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離が80cm（±）８cmとなるように配置すること。

⑹　電流プローブ及び容量性電圧プローブを用いる場合は、供試装置の外郭から30cm離れた位置に電流プローブを配置し、容量性電圧プローブは電流プローブから更に10cm供試装置から離れた位置に配置すること。

⑺　供試装置は、関連装置及び金属大地面以外の金属面から少なくとも80cm離して配置し、関連装置は金属大地面及び他の関連装置以外の金属面から少なくとも80cm離して配置すること。

⑻　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて接続し、複数の交流電源端子を持つ場合は、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において供試装置を正常に動作させることができないときは、擬似電源回路網を用いずに試験場の電源に直接接続すること。

⑼　供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は40cmを超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑽　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において40cmを超えない長さに前後に束ねること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑾　有線通信端子に接続するケーブルは、できる限り、試験場の基準大地面から40cmの位置に配置すること。

⑿　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は、擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は、試験場の基準大地面に接続すること。

⒀　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10cmを超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は基準大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⒁　擬似電源回路網及び不平衡擬似回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験場の基準大地面と接続すること。